

通達甲(副監 備 備1. 管1) 第16号

平成15年4月1日

存 続 期 間

部長、参事官
各 所 属 長 殿

副 総 監

警視庁警備規程の運用について

このたび、「警視庁警備規程の運用について」を制定し、平成15年4月1日から次により実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、警視庁警備実施要則および警視庁警備規程の制定について（昭和39年1月10日通達甲（備、備、資）第1号）は、廃止する。

記

規程運用上の留意事項

1 第3条関係（用語の定義）

- (1) 第2号の警察行政職員には、東京都警察情報通信部の職員も含むものとする。
- (2) 第5号の「指定警備要員」とは、突発的な警備事案等において、警備本部等の設置又は関係機関との連絡調整等の初動措置に当たるため、あらかじめ所属長が指定した者をいう。

2 第4条関係（警備本部の種別）

災害、事故、突発事件等の発生に際し、警備本部を設置して警備に当たる場合は、警備本部名に当該事案名を冠して呼称するものとする。ただし、特別の警備本部にあっては、当該事案名に「警備本部」を付するものとする。

3 第5条関係（警備本部の設置基準）

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

4 第6条関係（警備本部の構成）

(1) 警備本部の構成員である [REDACTED]

(2) [REDACTED]

5 第10条関係（[REDACTED]）

(1) [REDACTED] 班の種別は、一応の例示であるから [REDACTED] 他の班を置く必要があるときは、適宜置くことができる。

(2) [REDACTED] 所掌事務は、主たる任務を例示したものであるから、これ以外であっても警備本部長において警備実施上必要と認められる事務については、適宜行わせて警備本部の事務を効率的に推進すること。

(3) [REDACTED] 所掌事務の範囲には、[REDACTED]

6 第22条関係（[REDACTED] の事務分掌及び応援要請）

7 第32条関係（部隊本部の種別及び設置基準）

機動隊 [REDACTED] 派遣されて警備を行う場合は、[REDACTED]

8 第34条関係（部隊本部の事務分掌）

部隊長は、部隊本部の所掌事務を勘案し、必要な人員を適宜指定すること。

9 第38条関係（警備部隊の区分）

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

10 第39条関係（一般部隊の単位及び編成基準）
[REDACTED]
[REDACTED]

11 第40条関係（特科部隊の単位及び編成基準）
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

12 第45条関係（[REDACTED]の編成種別）
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

13 第46条関係（[REDACTED]の編成要領）
[REDACTED]

14 第49条関係（[REDACTED]の指定基準）
[REDACTED]

15 第51条関係（[REDACTED]の編成要領）
(1) [REDACTED]
[REDACTED]

(2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

16 第53条関係（[REDACTED]の編成）
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

17 第54条関係（[REDACTED]の編成要領）

18 第55条関係 ([REDACTED] の編成上の注意事項)

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

19 削除

20 第71条関係 (実施計画の策定)

「事案の発生が予想される場合」とは、具体的には以下に掲げるものをいうものとする。

- (1) 治安警備では、集会等に関する主催者からの届出、各主催団体の事前計画その他の情報に基づき、あらかじめその発生の時期、規模、性格等が確認されたとき。
- (2) 災害警備では、気象庁から風水害等の気象予報が発表されたとき。
- (3) 雜踏警備では、行事主催者又は施設管理者からの届出又は連絡、報道機関等の発表等により行事の期日が確認されたとき。

21 第80条関係 (残留要員)

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

- (3) 警備要員の最大動員等を行う際の残留要員は、別に定める基準によるものとする。

22 第85条関係 (招集命令の伝達)

招集命令の伝達を迅速、的確に行うため、平素から次の事項に留意し、伝達体制を確立しておかなければならない。

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ

(2)

23 第96条関係（応招場所）

(1)

(2)

(3) 「真にやむを得ない理由」とは、大震災等により、[REDACTED] 応招経路にある橋等が落下するなど、自所属への応招が不可能又は著しく困難と認められる場合をいう。

24 第99条関係（自主参集）

- (1) 「大規模な災害」とは、相当の区域にわたって家屋の倒壊、火災等が発生し、又は多数の死傷者が出るような事案をいう。
- (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合の参集は、災害の発生の有無を問わず自主参集し、この場合の参集先は、規程第96条に定める応招場所とする。
- (3) 島部警察署の警備要員は、自署管内の事案についてのみ参集するものとする。

25 第99条の2関係（指定警備要員の参集）

島部警察署の指定警備要員は、自署管内に震度5強の地震が発生した場合のみ参集するものとする。

26 第99条の3関係（警報発表時の心構え）

- (1) 気象警報の発表及び解除については、テレビ、ラジオ等の放送に注意すること。
- (2) 気象警報が発表された場合は、次により招集に備えること。
 - ア 各所属（島部警察署を除く。）の警備要員は、東京都（島部を除く。）に発令されたとき。
 - イ 島部警察署の警備要員は、自署管内に発表されたとき。

27 第114条関係（交通の確保）

28 第142条から第144条関係（基礎資料の報告）

基礎調査表及び基礎計画表の作成区分及び報告区分は、次表によるものとする。

様式 区分	作成区分					報告区分
	警察署	機動隊	方面本部	警視庁本部	犯罪抑止 対策本部、人身 安全関連 事案総合 対策本部、サイ バーセキュリティ 対策本部 及びオリ ンピック ・パラリ ンピック 競技大会 総合対策 本部	
基礎調査表関係						

基礎計画表関係

29 第146条関係（実施計画の報告）

(1)

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

(2)

ア

イ

ウ